

# 情報公開規程

制定 令和 4年 10月 16日

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）その他の関係法令の規定に基づき、本法人が保有する情報を適切に公開することにより、本法人の活動に対する社会的信頼を確保し、透明性の高い運営を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「情報公開」とは、本法人が保有する書類を、広く一般に対して開示することをいう。

## (公開対象書類)

第3条 本法人が公開する書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第29条に定める書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 役員名簿
- (6) 定款その他の認証・登記に関する書類の写し

二 事業計画書

三 収支予算書

四 理事会の議事録

五 社員総会の議事録

六 その他理事会が公開を適当と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、個人情報保護その他正当な理由がある場合には、理事会の決定により、一部の記載事項を除いて公開することができる。

## (公開の方法)

前条第1号から第3号に掲げる書類（事業報告、財務諸表、事業計画、収支予算等）は、原則として本法人のウェブサイト上への掲載により公開する。

2 前条第4号および第5号に掲げる書類（理事会・社員総会の議事録）については、本法人の主たる事務所への備置き、および利害関係人からの請求に基づく閲覧により公開するものとする。

3 ウェブサイトへの掲載および事務所への備置きは、当該書類が確定した後、速やかに行うものとする。

### **(公開の期間)**

公開した書類は、掲載または備置きの開始後少なくとも3年間、閲覧可能な状態を維持するものとする。ただし、法令に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

### **(事務所における閲覧)**

第6条 事務所における書類の閲覧を希望する者は、事前に本法人に申し出るものとする。

2 前項の閲覧は、本法人の主たる事務所において、開所日・開所時間内に行う。

3 個人情報の保護その他正当な理由がある場合には、理事会の決定により、一部の記載事項を除いて公開することができる。

### **(費用負担)**

第7条 ウェブサイト上での閲覧は無料とする。

2 書類の写しの交付を求める場合は、実費相当額の費用を請求することができる。

### **(規程の改廃)**

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

### **附 則**

この規程は、令和 4年 10月 16日から施行する。